

中小企業支援施策について！

2021年1月8日

夢と技術の経営研究所

目次

1. 中小企業庁ホームページ(経営サポート)
2. 中小企業支援のための基本的な施策
3. 経営革新計画-1
4. 経営革新計画-2
5. 経営革新計画-3
6. 経営力向上計画
7. 事業継続力強化計画
8. ものづくり補助金・持続化補助金・IT導入補助金
9. 事業再構築補助金
10. まとめ

1. 中小企業庁ホームページ(経営サポート)

◎経営サポート : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/index.html>



経営サポート

創業・ベンチャー、経営革新、新連携、再生支援、雇用・人材、国際化、取引・官公需、経営安定、小規模企業、ものづくり、技術革新・IT化・省エネ対策、知的財産、中小企業応援センター、中小企業の経営を支援します。

- **創業・ベンチャー支援**：創業をお考えの方やベンチャー企業の円滑な事業活動を、資金調達、情報提供等で支援します。また、市区町村と民間事業者等が、創業者に身近な支援体制を整備する取り組みを支援し、地域における創業を支援します。
- **起業家教育支援**：起業家に必要とされるマインド(チャレンジ精神、探求心等)と資質・能力(情報収集・分析力、リーダーシップ等)を有する人材を育成するための若年層向け起業家教育を推進します。
- **経営革新支援**：経営革新に取り組む中小企業を、資金調達、税制、販路開拓等で支援します。
- **新連携支援**：連携により新たな事業活動にチャレンジする中小企業を、補助金、資金調達、アドバイス等で支援します。
- **再生支援**：中小企業の再生に向けた取り組みを、中小企業再生支援協議会が支援します。
- **雇用・人材支援**：中小企業の人材育成、経営課題解決を、中小企業診断士制度や研修・人材派遣等で支援します。
- **海外展開支援**：中小企業の海外展開を、総合的に支援します。
- **取引・官公需支援**：下請取引の適正化及び下請中小企業の振興を図り、中小企業者の受注機会の増大を推進します。
- **経営安定支援**：地震や新型インフルエンザなどの自然災害及び倒産対策・BCP等により、中小企業の経営の安定を支援します。
- **共済制度**：小規模企業者の廃業・引退、中小企業者の取引先の倒産に対する備えをサポートします。
- **小規模企業支援**：従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)等の小規模事業者を対象に、経営面や資金面で支援します。
- **ものづくり(サービス含む)中小企業支援**：モノ作り基盤技術を有する中小企業の研究開発、人材育成等を支援します。「はばたく中小企業・小規模事業者300社、はばたく商店街30選」を選定しています。
- **技術革新・IT化支援・省エネ対策**：技術開発、IT化や省エネ対策に取り組む中小企業を、補助金、資金調達、情報提供等で支援します。
- **経営支援体制**：中小企業支援機関が、中小企業・小規模事業者の皆さまの様々な相談にお応えします。
- **経営強化法による支援**：中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。
- **生産性向上特別措置法による支援**：中小企業・小規模事業者は、設備投資を通じた生産性革命実現のための取組を記載した「先端設備等導入計画」を所在する市町村に申請し、認定されることにより税制支援や金融支援が受けられます。

2. 中小企業支援のための基本的な施策

◎ 「中小企業等経営強化法」 平成28年7月1日施行

「中小企業新事業活動促進法」が名称とともに内容が改定

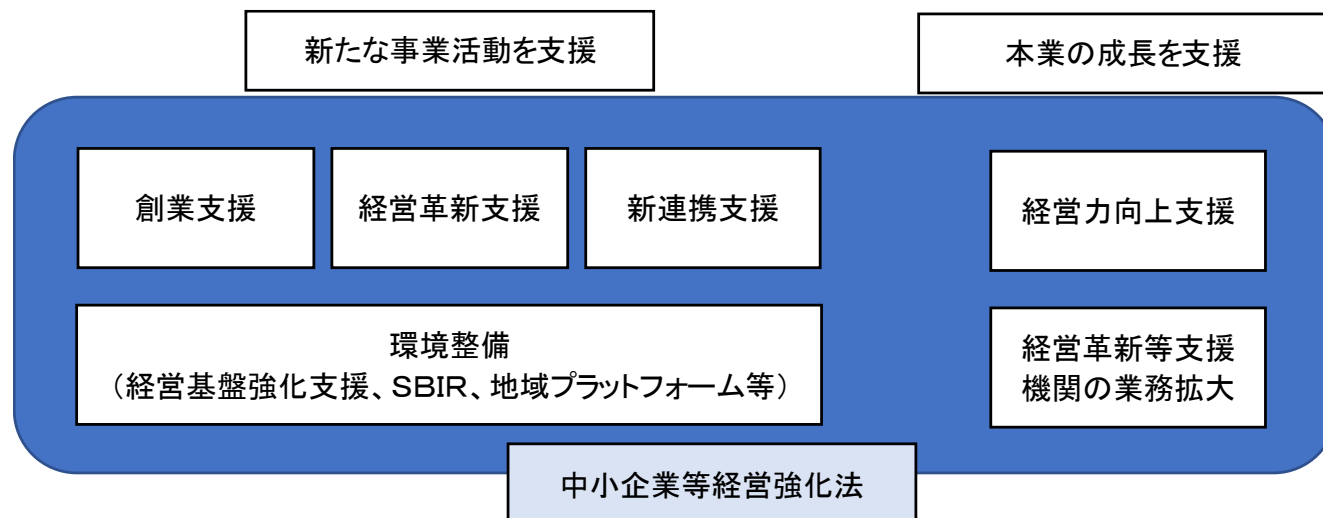
- ・ 本業の成長の支援を追加

→ **新たな事業活動を支援**

「経営革新計画」

→ **本業の成長を支援**

「経営力向上計画」



3. 経営革新計画-1

◎経営革新計画とは

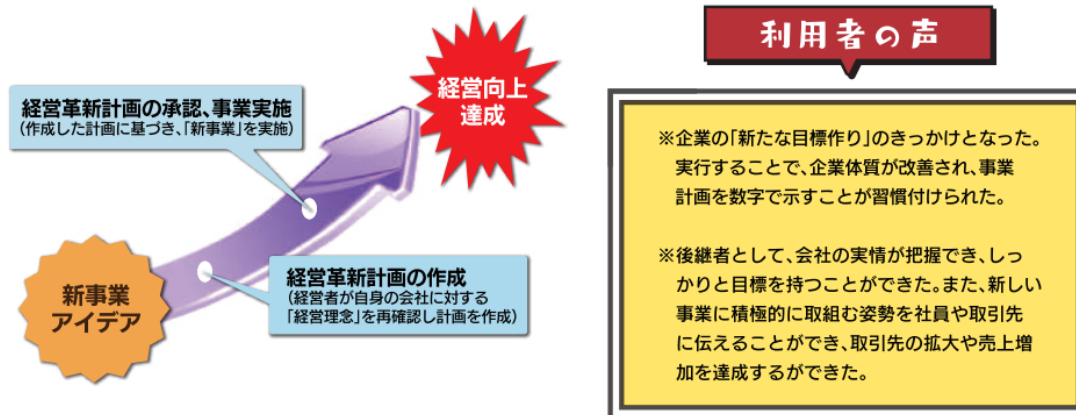
経営革新計画とは

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。経営革新計画は、「新事業」の実施を通じて、経営の向上に努力する中小企業を応援する施策です。



経営革新計画を作成する意義は？

計画策定を通して、現状の課題や目標、目標達成への道筋が明確になるなどの効果が期待できます。



4. 経営革新計画-2

◎経営革新計画の要件

経営革新計画の要件は？

既存事業とは異なる「**新事業活動**」に取り組み、「**経営の相当程度の向上**」を達成する内容である必要があります。

Q. 「新事業活動」とは何ですか？

A. 以下の4つの分類のいずれかに該当するものをいいます。

新事業活動の4分類
1. 新商品の開発又は生産
2. 新役務の開発又は提供
3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
4. 役務の新たな提供の方式の導入 その他の新たな事業活動

※ 自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

Q. 「経営の相当程度の向上」とはどのようなものですか？

A. 計画終了時における以下の2つの指標が、計画期間に応じた目標伸び率を達成することをいいます。

計画期間	条件① 「付加価値額」又は 「一人当たりの付加 価値額」の伸び率	条件② 経常利益の 伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

※ 計画は、条件①と条件②の両方を満たす必要があります。
※ 目標伸び率を達成可能な実現性の高い内容であることが必要です。



審査のポイント



新規性

既存事業と比較して、何処が新しい事業であるのかが記載されているか。
他社と比較した場合の違い（ターゲットやメリットなど）は何か。

実現性

いつ・どこで・何を・どのように取り組むということが記載されているか。
人・モノ・金等の経営資源は手当てされているか。
仕入先、販売先や顧客ニーズの把握など売上計画は適当であるか。

5. 経営革新計画-3

◎承認企業に対する支援施策

承認された企業には、以下のような施策が用意されています。

【ご注意】

- 経営革新計画の承認は、各施策の利用を保証するものではありません。各施策を利用する場合は、承認とは別に、各施策実施機関への申込み・審査等が必要となります。
- 各施策の実施の有無や、内容は変更する場合がありますので、詳細は実施機関にお問合せください。

各種機関の施策

- **日本政策金融公庫による低利融資制度** - 新事業活動促進資金・新事業育成資金 -
- **中小企業信用保険法の特例** - 普通保証等の別枠設定等 -
- **海外展開事業者への支援制度** - 現地子会社の資金調達等 -
- **中小企業投資育成株式会社法の特例** (投資の特例)
- **特許関係料金 (審査請求料、特許料) 減免制度** など



(公財) 東京都中小企業振興公社の施策

企画管理部助成課
TEL:03-3251-7894・5

○ **市場開拓助成事業**

都及び会社の事業において一定の評価又は支援（経営革新計画の承認もこれに該当します）を受け自ら開発、又は「イノベーションマップ」に該当する、自社の商品化した製品等の販路開拓を行う場合に、国内外の展示会等に出展する経費や新聞・雑誌等による広告費の一部を助成します。申請には、経営革新計画の承認年月等の条件がありますのでご注意ください。

助成限度額
300万円
(助成率1/2以内)

東京都の関連施策

商工部経営支援課 TEL:03-5320-4795
金融部金融課 TEL:03-5320-4877

○ **フォローアップ支援 (専門家派遣)** (商工部経営支援課)

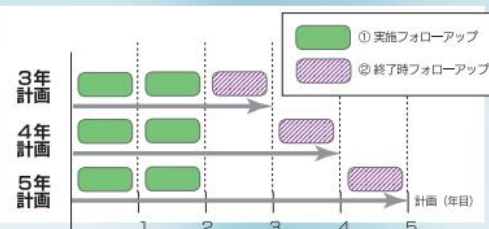
希望に応じて、中小企業診断士を派遣し、経営革新計画における経営課題の解決を支援します。

① **実施フォローアップ支援**

計画実現に向けたアドバイスを実施します。
対象：計画実施1～2年目の企業
派遣回数：各年度3回まで

② **終了時フォローアップ支援**

PDCAサイクル定着など経営支援を実施します。
対象：計画最終年の企業
派遣回数：3回まで



※「実施フォローアップ支援」を受けることで、都制度融資の金利が優遇されます。

○ **東京都中小企業制度融資** (金融部金融課)

東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して行っている融資制度で、都内の中小企業者が金融機関から融資を受けやすくするためのものです。ご利用には、東京信用保証協会の保証が必要になります。

承認された経営革新計画に基づき実施する事業は、東京都中小企業制度融資「経営強化融資 (経営強化)」の対象事業です。制度の詳細はホームページ等でご確認ください。

[東京都制度融資](#) [Q 検索](#)

「実施フォローアップ」を受けた中小企業が、以下の都制度融資を受けると、金利が優遇されます。

- 「経営強化融資 (経営強化)」 △ 0.2%
- 「小規模事業融資 (小口)」 △ 0.4%

※実施フォローアップの利用は、融資の実行を保証するものではありません。

○ **東京都経営革新優秀賞** (商工部経営支援課)

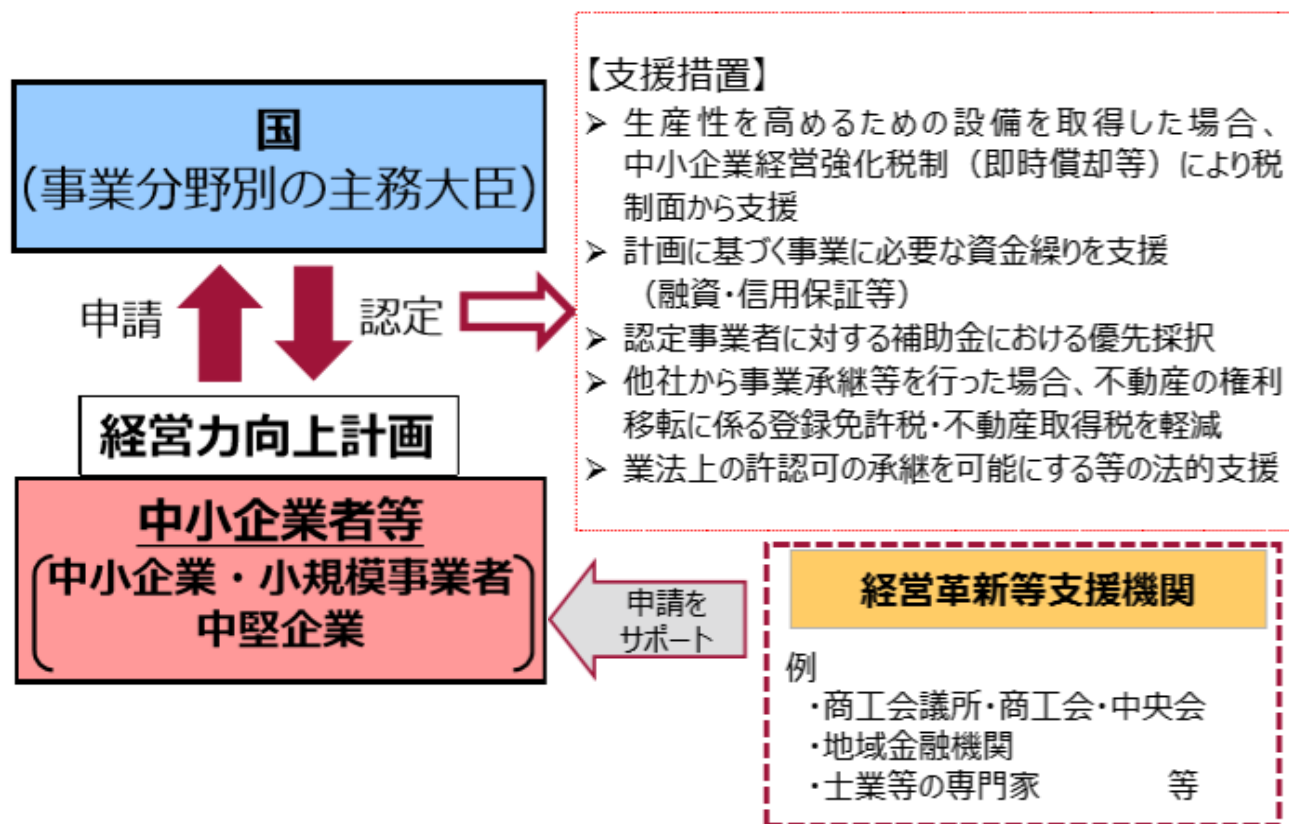
経営革新計画終了を控えた企業を対象として、経営革新計画の実現状況、実現までの創意工夫や経営指標などを審査し、模範となる企業を表彰するものです。東京ビッグサイトで開催する「産業交流展」の会場で表彰式を行います。



6. 経営力向上計画

◎経営力向上計画とは

経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



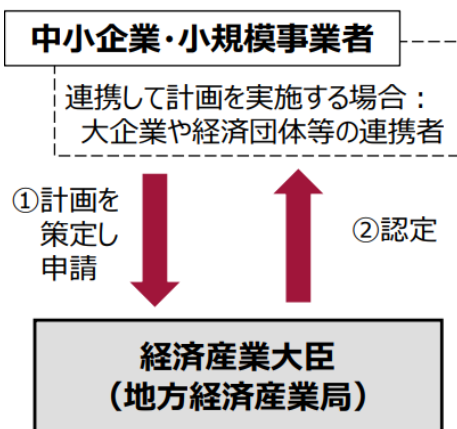
7. 事業継続力強化計画

◎事業継続力強化計画認定支制度

事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を**経済産業大臣が認定**。
- 認定を受けた中小企業は、**税制優遇**や**補助金の加点**などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】



認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む**目的の明確化**。
- ハザードマップ等を活用した、**自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定**。
- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- **ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策**。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



8. ものづくり補助金・持続化補助金・IT導入補助金

◎中小企業生産性革命推進事業

中小企業生産性革命推進事業

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、
テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、
「特別枠」を新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」に改編します！
(現行の特別枠は令和2年12月で募集終了)

✓ ものづくり補助金

通常枠 補助上限1,000万円、補助率1/2 (小規模2/3)
低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限1,000万円、補助率2/3
* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等

✓ 持続化補助金

通常枠 補助上限50万円、補助率2/3
低感染リスク型ビジネス枠** 補助上限100万円、補助率3/4
** ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等

✓ IT導入補助金

通常枠 補助上限450万円、補助率1/2
低感染リスク型ビジネス枠*** 補助上限450万円(※)、補助率2/3
※テレワーク対応類型は150万円

*** 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入や、
テレワークを行うため、複数の業務工程にクラウド対応したITツールを導入する取組

9. 事業再構築補助金

◎中小企業等事業再構築促進事業

中小企業等事業再構築促進事業

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。

中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
- ✓ 卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

* 事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※ 中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)
- ✓ グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円
補助率 1/2

** 以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

10. まとめ

◎経営計画・事業計画の策定

新たな事業活動を支援

→ 「経営革新計画」

本業の成長を支援

→ 「経営力向上計画」

◎防災・減災への取り組み

自然災害等に対する事前対策

→ 「事業継続力強化計画」

◎補助金

設備導入・システム構築

→ 「ものづくり補助金」

販路開拓等

→ 「持続化補助金」

ITツールの導入等

→ 「IT導入補助金」

設備導入・システム構築＋建物・建物改修

→ 「事業再構築補助金」

夢と技術の経営研究所
www.yumegi.com